

全国パートナーシップ制度共同調査に関する協定書

(目的)

第1条 渋谷区（以下「甲」という。）と認定特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ（以下「乙」という。）とは、性的少数者についての人権啓発を後押しし、多様な個人を尊重し合う社会の実現を図るため、全国各地で導入されたパートナー登録制度、宣誓制度等（以下「パートナーシップ制度」という。）の件数を継続的に調査及び公表することとし、甲と乙との協働に必要な基本的事項を約定するために、本協定を締結する。

(共同実施事項)

第2条 甲と乙とは、次の各号に掲げる事項を協働して取り組むこととする。

- (1) パートナーシップ制度導入自治体の把握
- (2) パートナーシップ制度導入自治体への調査
- (3) 前号の調査に係る回答の集計及び分析並びに調査結果の作成
- (4) 前号の調査結果の報告及び公表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的の達成のために必要な事項

(甲の責務)

第3条 甲は、乙が本協定に基づく甲の協働の相手方であることを公表するよう努めなければならない。

2 甲は、本協定に基づく協働によって知った乙の業務上の秘密、技術上の秘密その他の事業執行上支障になる情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、渋谷区情報公開条例（平成元年渋谷区条例第39号）その他の法令に基づく開示については、この限りでない。

(乙の責務)

第4条 乙は、第2条に規定する事項を行うに当たっては、甲の協働の相手方として相応しい社会貢献に努めなければならない。

2 乙は、本協定に基づく協働によって知った甲が保護すべき個人情報、甲の業務上の秘密その他の業務執行上支障になる情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく開示については、この限りでない。

3 乙は、本協定に基づく協働によって知った甲が保護すべき個人情報が事故により流失した場合には、速やかに甲に報告するとともに、その処理顛末を甲に報告しなければならない。

4 乙は、自己の帰責事由により前項に規定する事故があった場合に負う賠償責任があるときは、自らの責任により対処しなければならない。

(成果物の帰属)

第5条 第2条各号の事項に係る協働により新たに生じた知的財産は、乙に帰属するものとする。ただし、甲乙協議の上決定した知的財産については、この限りでない。

(協定の期間)

第6条 本協定は、締結した日から令和3年3月31日まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間の終了する日の3月前までに、甲又は乙のいずれかから、協定を継続しない旨の申し出がない場合には、当初の協定期間終了後、1年間協定は継続するものとし、以降についても同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲及び乙のいずれかに第1条に規定する目的が達成できない事情が生じたときには、相手方当事者は、本協定を解除することができる。

2 前項の規定による解除がなされた場合にあっても、第2条の規定により既になされた共同実施事項の効力は妨げられない。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義にあつては、甲及び乙は、関係法令の趣旨を踏まえ、誠実に解決しなければならない。

本協定を締結した証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各々1通を保有する。

令和2年6月1日

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者区長 長谷部 健

大阪府大阪市北区天神橋一丁目12番15号

ノースタワービル601号室

特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ

理事長 木村 真紀